

◎新潟県告示第466号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
荒川漁業協同組合
村上市荒島144-24
- 2 漁業権の免許番号
内共第4号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変更後		変更前	
(漁具、漁法の制限) 第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内であればならない。		(漁具、漁法の制限) 第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内であればならない。	
漁具・漁法	規模	漁具・漁法	規模
手釣 竿釣	(略) 竿の長さ10mまでのもの <u>3本以内(ただし、さくらます・あゆ・いな・やまめは1本)</u>	手釣 竿釣	(略) 竿の長さ10mまでのもの <u>1本</u>
タモ網 かにかご	(略) (略)	タモ網 かにかご	(略) (略)

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和元年10月1日